

大分県報

令和二年
第一〇八号
五月二十二日

（金曜日）

目次

規則

大分県事務委任規則の一部改正……………

教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部改正……………

告示

道路の区域変更……………

公告

契約者等の公示……………

落札者等の公示……………

規則

大分県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十二日

大分県知事 広瀬 貞

大分県規則第五十号

大分県事務委任規則の一部を改正する規則

大分県事務委任規則（昭和四十三年大分県規則第六十号）の一部を次のように改正する。別表第三の保健所の長の部の一の款の八の項第十七号中「第六十九条第四項」を「第六十九条第五項」に改め、同項第十九号中「第七十条第二項」を「第七十条第三項」に、「その他必要な」を「その他の必要な」に改める。

附則

この規則は、令和二年九月一日から施行する。

教育委員会規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年五月二十二日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第十二号

職員へのき地手当等の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員へのき地手当等の支給に関する規則（平成十九年大分県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の小学校の部の第一級学校の款の速見郡の項を削り、同款の竹田市の項中「宮城台小学校、」を削り、同部のへき地学校に準ずる学校の款の国東市の項を削り、同表の中学校の部の第一級学校の款の速見郡の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

示

大分県告示第三百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年五月二十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年五月二十二日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
佐伯線	佐伯市字下小谷二ノ九六 三一番一地从先から 佐伯市字下小谷九六四〇	前 A 後 A	メートル 二〇・三 四・七	メートル 二二〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷

番三まで	後	B	一〇三・四 一・一・五	一五六・〇	地の区分をい
------	---	---	----------------	-------	--------

○公 告

次のとおり契約者等について公示する。

令和二年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

行政情報システム維持管理・運用業務及び電算システム維持管理支援業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県商工観光労働部情報政策課

大分市大手町三丁目一番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

令和二年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社大分支店 支店長 福田 巧

大分市東春日町十七番五十八号

五 随意契約に係る契約金額

五千六百二十九万二千七百二十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

随意契約

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年五月二十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

再生P P C 複写紙 A 4（年間単価契約）

予定数量 二万三百三十箱（一箱 二千五百枚）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和二年四月一日

四 落札者の氏名及び住所

大分事務器株式会社 代表取締役 安 達 茂

大分市花津留一丁目十三番三号

五 落札金額

千七百三十八円（一箱当たり）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和二年二月二十一日